(趣旨)

第1条 この規則は、川越市文化施設条例(昭和39年条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭63規則21・平17規則52・一部改正)

(休館日)

- 第2条 文化施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。
 - (1) 毎週火曜日(火曜日が<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第1項</u>及び<u>第3項</u>に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の<u>同法</u>に規定する休日以外の日)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平5規則27・全改、平17規則52・一部改正)

(職の設置)

第3条 川越市やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)に、事務長を置く。

(平14規則37・追加、平27規則61・平28規則20・一部改正)

(職務)

第4条 事務長は、上司の命を受け、多目的ホールの事務を掌理する。

(平14規則37・追加、平28規則20・一部改正)

(利用時間)

第5条 利用時間は、利用許可を受けた時間とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(平14規則37・旧第3条繰下、平17規則52・一部改正)

(利用の許可申請)

- 第6条 <u>条例第3条第1項</u>の規定により文化施設の利用許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、利用期日前7日までに川越市文化施設利用許可申請書 (<u>様式第1号</u>。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- 2 利用許可申請書は、利用期日の属する月前12月以前においては受け付けない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、利用許可申請書は、休館日においては受け付けない。

(昭63規則21・平9規則44・一部改正、平14規則37・旧第4条繰下、平17規則52・平18規則17・一部改正)

(利用許可)

第7条 市長は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには、川越市文化施設利用許可書兼領収書(<u>様式第2号</u>)又は 川越市文化施設利用許可書(<u>様式第3号</u>)(以下「利用許可書」と総称する。)を交付するものとする。

(平14規則37・旧第5条繰下、平17規則52・平18規則17・平21規則2・一部改正)

(許可事項の変更)

- 第8条 <u>条例第3条第1項</u>又は<u>条例第6条第2項</u>の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、川越市文化施設利用変更許可申請書(<u>様式第4号</u>)を 市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請について許可をするときは、川越市文化施設利用変更許可書兼領収書(<u>様式第5号</u>)又は川越市文化施設利用変更許可書(<u>様式第6</u> <u>号</u>)(以下「利用変更許可書」と総称する。)を当該申請者に交付する。

(平17規則52・全改、平18規則17・平21規則2・一部改正)

(附属設備品の使用料)

第9条 <u>条例第6条第3項</u>に規定する附属設備品の品目及び使用料は、川越市やまぶき会館については<u>別表第1</u>、川越西文化会館及び川越南文化会館については<u>別表第</u> 2のとおりとする。

(昭63規則21・平6規則20・一部改正、平14規則37・旧第6条繰下、平27規則61・一部改正)

(利用取消届出書)

第10条 利用者は、文化施設の利用を取り消そうとするときは、遅滞なく川越市文化施設利用取消届出書(<u>様式第7号</u>)に利用許可書又は利用変更許可書を添えて市 長に提出しなければならない。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第7条繰下・一部改正、平17規則52・平18規則17・平21規則2・一部改正)

(特別の設備)

- 第11条 文化施設を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。
- 2 市長は、<u>前項</u>の仕様書が提出されたときは、その設備又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定した上でその内容を利用許可書又は利用変更許可書に 記載するものとする。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第9条繰下・一部改正、平17規則52・旧第12条繰上・一部改正、平21規則2・一部改正)

(利用時間の延長申請)

- 第12条 <u>条例第10条ただし書</u>の規定により利用開始後、利用時間の延長の許可を受けようとする者は、川越市文化施設利用時間延長許可申請書(<u>様式第8号</u>)に利用許可書又は利用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、利用時間延長許可申請書を受理した場合において、他に支障がないと認めるときは、その利用時間の延長を許可し、川越市文化施設利用時間延長許可 書(<u>様式第9号</u>)を交付するものとする。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第10条繰下・一部改正、平17規則52・旧第13条繰上・一部改正、平18規則17・平21規則2・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

- 第13条 <u>条例第18条第1項</u>の規定による申請は、市長が指定する期限までに川越市文化施設指定管理者指定申請書(<u>様式第10号</u>)に次に掲げる書類を添えて、市長に 提出することにより行わなければならない。
 - (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
 - (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 条例第17条第2項に規定する指定管理業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関する計画を記載した書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則52・追加、平21規則2・一部改正)

(指定管理者に係る告示)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
 - (1) <u>条例第18条</u>の規定により指定管理者(<u>条例第17条第1項</u>に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をしたとき。
 - (2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項</u>の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じたとき。
 - (3) 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があつたとき。

(平17規則52・全改)

(指定管理者に係る読替え)

第15条 <u>条例第17条第1項</u>の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合における<u>第2条、第6条</u>から<u>第8条</u>まで及び<u>第10条</u>から<u>第12条</u>までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則52·全改)

(204

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(昭63規則21・旧第16条繰下、平元規則26・旧第18条繰下、平4規則4・旧第20条繰上、平14規則37・旧第16条繰下、平17規則52・旧第19条繰上・一部改正) 附 即 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年1月29日規則第1号)

この規則は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則(昭和41年10月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月18日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年2月18日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年8月25日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月28日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月27日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日以降使用する使用料から適用する。

附 則(昭和51年12月16日規則第30号)

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日規則第19号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年2月9日規則第2号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月10日規則第7号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年2月1日規則第2号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月25日規則第22号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月30日規則第21号)

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成元年9月13日規則第26号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

この規則による改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用で当該使用が施行日以後 のものに係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用で当該使用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成2年5月15日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月26日規則第4号)抄

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年6月30日規則第20号) この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年7月27日規則第27号)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成5年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成5年10月1日以後の文化施設附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設附属 設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日規則第20号)

- この規則は、平成6年5月1日から施行する。
- 2 川越市行政組織規則(平成6年規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

則(平成9年12月26日規則第44号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年5月26日規則第28号)

- この規則は、平成11年6月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1照明設備の部持込器具の項の改正規定及び別表第2照明設備の部持込器具の項の改正規定は、平成12年5月1日以後の文化施設の 附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設の附属設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月27日規則第8号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用する ことができる。

附 則(平成14年4月26日規則第30号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日規則第37号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。 附 則(平成16年9月29日規則第44号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月23日規則第52号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用する ことができる。

附 則(平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日規則第2号)

- この規則は、平成21年2月1日から施行する。
- 改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、平成21年4月1日以降の利用に係る申請及び利用許可に係る変更の申請について適用し、同日前の利用に係る申 請及び利用許可に係る変更の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月30日規則第61号)

- この規則は、平成27年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成28年3月24日規則第20号)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和4年3月31日規則第24号)
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1(第9条関係)

(平18規則17・全改、平21規則2・平27規則61・一部改正)

# 20		品目	単位	区分	使用料	備考
환경 技術 持生 150 開催日休付け 15% 用土 300 開作日 15% 用土 300 研究所行 15% 用土 1,000 初期日 13 周上 1,500 分割日 13 周上 1,500 分割日 13 周上 1,500 分割日 13 1,000 1,500 スクイド味が増 同上 1,000 1,500 スクイド味が増 同上 1,000 1,500 スクリーン・タックー 12 1,000 1,500 ログン・タック・ファン・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス・フリス	舞台設備	グランドピアノ	1台	1回	3,000円	調律料金は含まない。
# 2011년 1년 1년 500		反響板	1式	同上	4,000	
機能合作 15% 関上 500 が行行 15% 関上 4,000 を通用的件 関上 関上 1,000 が正り系 15		平台	1枚	同上	150	
###		平台用足	1個	同上	50	
#世帯野空 四上 1,000 1		講演台(花台付)	1式	同上	500	
対対 円表 円表 円表 円表 円表 円表 円表		所作台	1式	同上	4,000	
設別目 1度 円上 1,000 1,		花道所作台	同上	同上	1,000	
特別日 15℃ 1		びようぶ	1双	同上	1,500	
16.2 以発酵		松羽目	1面	同上	1,000	
スタイド安性機 同上		竹羽目	1式	同上	1,000	
プロジェクター 中国		16ミリ映写機	同上	10分	600	
WDFレーヤー 別上 別上 1,000		スライド映写機	同上	1回	1,500	
# オーバーヘッドカメラ 両上 両上 1,000		プロジェクター	1台	同上	2,000	
X2 リーン		DVDプレーヤー	同上	同上	1,000	
接毛地方 長盛和田 同上 同上 50		オーバーヘッドカメラ	同上	同上	1,000	
長盛春団 両上 50 福産用度合団 同上 200 指揮者間海面台 同上 200 海来者別類面台 同上 30 ドライアイスマシン 同上 同上 30 海田別寮業具 1歳 同上 2,000 ドライアイスは含まない。 通出効果要具 1歳 同上 1,000 宮(株)学は含まない。 連がすり 1式 同上 1,500 アープは含まない。 海雅 同上 同上 1,500 アープは含まない。 海型 同上 同と 0,00 マージは含まない。 海型 同上 同と 1,000 マージは含まない。 海型 同上 1,000 ロージは含まない。 ロージに含まない。 海型 同上 1,000 ロージに含まない。 ロージに含まない。 海型 日本 10 国上 1,000 国上 アードライト 1項 同上 1,000 団上 1,000 団上 コージに含まない。 アン・ライト 1項 同上 1,000 団上 コージのの コージによりにより、 1,000 国上		スクリーン	1式	同上	1,000	
高度用度相回 同上 同上 200 指揮者開發而台 同上 同上 200 海葵香用酸而台 同上 同上 200 ドライアイスマシン 同上 見上 2,000 本モークマシン は式 同上 2,000 園出外来過泉 1曜 同上 1,500 カノリウム 同上 1,500 アーブは含まない。 整理 同上 1,500 アーブは含まない。 整理 同上 1,500 アーブは含まない。 整理 同上 1,500 アーブは含まない。 連携 同上 1,500 アーブは含まない。 連携 同上 1,500 アーブは含まない。 連携 同上 1,500 アーズは含まない。 連携 同上 1,500 アーズは含まない。 カーン・アイス用格子 1億 同上 1,000 同上 オータートライト 1月 同上 1,000 同上 オータートライト 1月 同上 1,000 同上 ストリップイト 同上 同上 1,000 同上		緋毛せん	1枚	同上	100	
指揮名用語面行 同上 同上 200		長座布団	同上	同上	50	
指揮名用語面行 同上 同上 200		高座用座布団	同上		50	
接接者用部面台 同上 同上 30		指揮台	1台	同上	200	
ドライアイスマシン 同上 同上 2,000 ドライアイスは含まない。 スモークマシン 1式 同上 1,000 雪(株)学りは含まない。 一次 月上 月上 1,500 雪(株)学りは含まない。 一次 月上 月上 1,500 月上 月上 1,500 月上 月上 1,500 日上 1,000		指揮者用譜面台	同上	同上	200	
スモークマシン 1戒 同上 1,000 宮(新片等)は含まない。 度出効果器具 1確 同上 1,000 宮(新片等)は含まない。 度出効果器具 同上 月,500 ワープは含まない。 事類 同上 月,500 コントラバス用榜子 1個 日面上 1,500 コントラバス用榜子 1個 同上 1,000 セラテンは含まない。 地域の 1元 1,000 ロラテンは含まない。 地域の 1元 1月 1,000 ロラテンは含まない。 地域の 1元 1月 1月 <td< td=""><td></td><td>演奏者用譜面台</td><td>同上</td><td>同上</td><td>30</td><td></td></td<>		演奏者用譜面台	同上	同上	30	
演出効果器具 1億 同上 1,000 雪(続け等)は含まない。 地がすり 1式 同上 1,500 アーブは含まない。 一部		ドライアイスマシン	同上	同上	2,000	ドライアイスは含まない。
地がすり 1式 同上 1,500 アーブは含まない。 所収 同上 1,000 アーブは含まない。 所収 同上 1,000 アーブは含まない。 形域 同上 1,000 アーブとな含まない。 形域 アッドーボリゾトライト 1列 同上 1,000		スモークマシン	1式	同上	2,000	
現用政備 同上 1,500 テープは含まない。 原財政備 同上 1,500 200 照明政備 調光装置 1式 同上 5,000 フットライト 1列 同上 1,000 ゼラチンは含まない。 ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 ロアーボリゾントライト 1円 同上 1,000 同上 ストリップライト(大) 1本 同上 1,000 同上 ストリップライト(大) 1本 同上 100 同上 ストリップライト(大) 1か 同上 100 同上 ストリップライト(大) 1か 同上 100 同上 スポットライト(1.5kW) 1台 同上 150 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 150 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 150 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 1,000 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 1,000 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 500 同上 スポットライト(1.5kW) 1日 同上 500 10 スポットライト(1.5kW) 1日 日上 500 10 スポットライト(1.5kW) 1日		演出効果器具	1種	同上	1,000	雪(紙片等)は含まない。
監判数備 同上 同上 1.500 照明数備 1域 同上 5.000 アットライト 1列 同上 1.000 ゼラチンは含まない。 水ビグラタイト 1対 同上 1.000 同上 ボーダーライト 1列 同上 1.000 同上 ロアーホリゾントライト 同上 同上 1.000 同上 ロアーホリゾントライト 同上 同上 1.000 同上 ストリップライト(水) 1本 同上 100 同上 ストリップライト(水) 1市 同上 100 同上 スポットライト(1.6kW) 1市 同上 150 同上 スポットライト(1.6kW) 同上 同上 1,000 1 オーロラマンシンステータンシン 同上 同上 500 1 スパーラルマンシン 同上 同上 500 1 カース・ファイアーマンシ 同上 同上		地がすり	1式	同上	1,500	
期別報備 日本 200 期別報備 日式 同上 5,000 プットライト 1列 同上 1,000 ゼラチンは含まない。 花道フットライト 1列 同上 1,000 同上 ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 ロアーホリントライト 同上 同上 1,000 同上 ストリップライト(人) 1本 同上 100 同上 ストリップライト(人) 1本 同上 100 同上 スポットライト(1,5%) 同上 同上 100 同上 スポットライト(1,5%) 同上 同上 100 同上 スポットライト(0,5%) 同上 同上 150 同上 カインレンスボットライト(0,5%) 同上 同上 1,000 11 バログンスボットライト(0,5%) 同上 同上 1,000 11 イコクマンスボットライト(0,5%) 同上 同上 500 11 イコクマンシン 同上 同上 500 11 スパイラルマンシ 同上 同上 500 11 ファイ		リノリウム	同上	同上	1,500	テープは含まない。
照明設備		幕類	同上	同上	1,500	
フットライト 1列 同上 1,000 ゼラチンは含まない。 花道フットライト 1式 同上 400 同上 ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 アッパーボリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ローボリップライト(大) 1本 同上 100 同上 ストリップライト(大) 1カ 同上 100 同上 スポットライト(1.5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(1.5kW) 同上 同上 150 同上 カセノンピンスポットライト(1.5kW) 同上 同上 150 同上 スークインピンスポットライト(1.5kW) 同上 同上 1,000 カレーグンスポートリングースシン 同上 同上 1,000 カーム・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグーを 1分 同上 1分 1分 スパーク・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ・ローグ		コントラバス用椅子	1個	同上	200	
花道フットライト 1対 同上 400 同上 ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 アッパーホリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ロアーホリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ストリップライト(大) 1本 同上 200 同上 ストリップライト(小) 同上 同上 100 同上 スポットライト(小) 同上 同上 400 同上 スポットライト(1kW) 同上 同上 250 同上 スポットライト(1kW) 同上 同上 150 同上 フセノンピンスボットライト 同上 同上 150 同上 フセノンピンスボットライト 同上 同上 500 ハログンスボットライトト 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スペイラルマシン 同上 同上 500 ステイトキャリア 1合 同上 500 リーアエフェクト 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 ファイアーマンシ 同上 同上 500 ロート ランフースーマントレスマシン 同上 同上 500 ルボ・元玉 1倍 同上 500 ルボース・元玉 1倍 同上	照明設備	調光装置	1式	同上	5,000	
ボーダーライト 1列 同上 1,000 同上 アッパーボリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ロアーボリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ストリップライト(力) 1本 同上 200 同上 ストリップライト(1,5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(1,5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(0,5kW) 同上 同上 150 同上 フセンレビンスポットライト 同上 同上 1,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 500 ハロゲンスポットライト 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 オーロラマンン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スポース・アントマン 同上 同上 500 リップルマンシ 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 100 100 100 100 ファイアーマシン 同上 同上 500 11の目 日上 500 100 11の目センタレスマシン 同上 同上 500 リースティール 1台 同上 500 日本 1台 同上 500		フットライト	1列	同上	1,000	ゼラチンは含まない。
アッパーホリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ロアーホリゾントライト 同上 1,000 同上 ストリップライト(大) 1本 同上 200 同上 ストリップライト(h) 同上 同上 100 同上 スポットライト(1.5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(0.5kW) 同上 同上 150 同上 クセノンピンスポットライト 同上 同上 150 同上 ハロゲンスポットライト 同上 同上 3,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 500 バーロディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リーアエフェクト 同上 同上 500 リーアエフェクト 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 <td></td> <td>花道フットライト</td> <td>1式</td> <td>同上</td> <td>400</td> <td>同上</td>		花道フットライト	1式	同上	400	同上
ロアーホリゾントライト 同上 同上 1,000 同上 ストリップライト(大) 1本 同上 100 回上 100		ボーダーライト	1列	同上	1,000	同上
ストリップライト(大) 1本 同上 200 同上 ストリップライト(小) 同上 同上 100 同上 スポットライト(1.5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(1kW) 同上 月上 250 同上 スポットライト(1kW) 同上 同上 150 同上 クセノンピンスポットライト 同上 同上 3,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 500 イローラマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リーアエフェクト 同上 同上 500 リーアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 100 100 100 100 光玉・元玉 1個 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 500 基米 1大 同上 500 スポックス 1台 同上 500		アッパーホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
ストリップライト(小) 同上 同上 100 同上 スポットライト(1,18) 1台 同上 400 同上 スポットライト(1,18) 同上 同上 250 同上 スポットライト(0,5kW) 同上 同上 150 同上 クセノンピンスポットライト 同上 同上 1,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 バロゲンスポットライト 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リュアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 イアーマシン 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 100 100 100 100 ファイアーマシン 同上 同上 500 101 同上 500 100 102 103 104 100 100 第一ボール 1台 同上 500 風球 1六 100 100 100 東京・ボール 1台 104 105 100 東京・ボール 1台 100 100		ロアーホリゾントライト	同上	同上	1,000	同上
スポットライト(1.5kW) 1台 同上 400 同上 スポットライト(1kW) 同上 同上 250 同上 スポットライト(0.5kW) 同上 同上 150 同上 クセノンピンスポットライト 同上 同上 3,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リェアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 イアーマシン 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 リースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 大モ・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ストリップライト(大)	1本	同上	200	同上
スポットライト(1kW) 同上 同上 150 同上 スポットライト(0.5kW) 同上 同上 150 同上 クセノンピンスポットライト 同上 同上 1,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 イントロボ 同上 同上 500 カイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 サースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 星球 1式 同上 500		ストリップライト(小)	同上	同上	100	同上
スポットライト(0.5kW) 同上 同上 150 同上 クセノンビンスポットライト 同上 同上 1,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 大五・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		スポットライト(1.5kW)	1台	同上	400	同上
クセノンビンスポットライト 同上 同上 1,000 ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 ミニエフェクトマシン 1式 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 イカイントロボ 同上 同上 500 アイアーマシン 同上 同上 500 リースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクブレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		スポットライト(1kW)	同上	同上	250	同上
ハロゲンスポットライト 同上 同上 1,000 ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 ミニエフェクトマシン 1式 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 着波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 1T0用センタレスマシン 同上 同上 500 サースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		スポットライト(0.5kW)	同上	同上	150	同上
ディスクマシン 同上 同上 500 オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 ミニエフェクトマシン 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 火ースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		クセノンピンスポットライト	同上	同上	3,000	
オーロラマシン 同上 同上 500 スパイラルマシン 同上 同上 500 ミニエフェクトマシン 1式 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 火ースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ハロゲンスポットライト	同上	同上	1,000	
スパイラルマシン 同上 同上 500 ミニエフェクトマシン 1式 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 グースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ディスクマシン	同上	同上	500	
ミニエフェクトマシン 1式 同上 500 スライドキャリア 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 グースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 100 だま・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		オーロラマシン	同上	同上	500	
スライドキャリア 1台 同上 500 リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		スパイラルマシン	同上	同上	500	
リニアエフェクト 同上 同上 500 リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 IT0用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ミニエフェクトマシン	1式	同上	500	
リップルマシン 同上 同上 500 マルチストロボ 同上 同上 500 有波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 IT0用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		スライドキャリア	1台	同上	500	
マルチストロボ 同上 同上 500 箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 IT0用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		リニアエフェクト	同上	同上	500	
箱波 同上 同上 500 ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		リップルマシン	同上	同上	500	
ファイアーマシン 同上 同上 500 ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		マルチストロボ	同上	同上	500	
ITO用センタレスマシン 同上 同上 500 ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		箱波	同上	同上	500	
ソースフォー用エンドレスマシン 同上 同上 500 先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ファイアーマシン	同上	同上	500	
先玉・元玉 1個 同上 100 ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ITO用センタレスマシン	同上	同上	500	
ディスクプレート 1枚 同上 100 ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ソースフォー用エンドレスマシン	同上	同上	500	
ミラーボール 1台 同上 500 星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		先玉・元玉	1個	同上	100	
星球 1式 同上 500 スポックス 1台 同上 500		ディスクプレート	1枚	同上	100	
スポックス 1台 同上 500		ミラーボール	1台	同上	500	
		星球	1式	同上	500	
スクローラー操作卓 同上 同上 600		スポックス	1台	同上	500	
		スクローラー操作卓	同上	同上	600	

	スクローラー	1個	同上	100	
	照明スタンド	1台	同上	100	
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
音響設備(ホー	拡声装置	1式	1回	3,000	
ル)	マイク(A)	1本	同上	1,000	コンデンサーマイク
	マイク(B)	同上	同上	500	マイク(A)以外のもの
	ワイヤレスマイク	1式	同上	2,000	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オープンテープレコーダー	1台	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1,000	
	デジタルオーディオテープレコーダー	同上	同上	2,000	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1,000	
	CDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	MDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	ダイレクトボックス	同上	同上	500	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1,000	
	エレベーターマイク装置	1基	同上	500	マイクは含まない。
	ステージスピーカー(大)	1対	同上	1,500	
	ステージスピーカー(中)	同上	同上	1,000	
	はね返りスピーカー	1台	同上	300	
	つりマイク装置	1基	同上	1,000	
	補助調整卓	1台	同上	2,000	
	残響付加装置	同上	同上	1,000	
	効果用器具	同上	同上	1,000	
	持込器具用電源	1式	同上	2,000	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1,000	
	マイク	1本	同上	300	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,500	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	プロジェクター	1台	同上	2,000	
	DVDプレーヤー	同上	同上	1,000	I .
	グランドピアノ	同上	同上	2,000	調律料金は含まない。
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
多目的ホール用 設備	マイク	1本	1回	200	
以刊	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	1台	同上	200	
	ビデオプロジェクター	1式	同上	1,000	スクリーン付
	ビデオデッキ	1台	同上	500	
	DVD・CDプレーヤー	同上	同上	500	
	CDラジオカセットテープレコーダー	同上	同上	200	
/## */ *.	アップライトピアノ	同上	同上	1,000	調律料金は含まない。

備考

- 1 1回とは、<u>条例別表第1</u>に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。
- 2 前項に規定する1回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1時間(1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき規定使用料の2割相当額を増額する。
- 3 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2(第9条関係)

(平18規則17・全改)

	品目	単位	区分	使用料	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1回	3,000円	調律料金は含まない。
	反響板	1式	同上	2,000	
	平台	1枚	同上	150	
	平台用足	1個	同上	50	
	講演台(花台付)	1式	同上	500	
	所作台	同上	同上	2,000	
	花道所作台	同上	同上	600	
	びようぶ	1双	同上	1,500	
	松羽目	1面	同上	600	
	16ミリ映写機	1式	10分	600	
	スライド映写機	同上	1回	1,000	
	プロジェクター	1台	同上	2,000	
	DVD・ビデオデッキ	同上	同上	1,000	
	スクリーン	1式	同上	1,000	
	緋毛せん	1枚	同上	100	
	長座布団	同上	同上	50	
	高座用座布団	同上	同上	50	
	指揮台	1台	同上	200	
	指揮者用譜面台	同上	同上	200	

	冷ま水田帯デ ハ	le i	I ₌ 1	90	T
	演奏者用譜面台	同上	同上	30	
	スモークマシン	1式	同上	2,000	
	演出効果器具	1種	同上		雪(紙片等)は含まない。
	地がすり	1式	同上	500	
077 pg 30, /#c	リノリウム	同上	同上	500	
照明設備	調光装置	同上	同上	3,000	News NAME
	フットライト	1列	同上		ゼラチンは含まない。
	ボーダーライト	同上	同上		同上
	アッパーホリゾントライト	同上	同上	1,000	
	ロアーホリゾントライト	同上	同上	1,000	
	スポットライト(1kW)	1台	同上		同上
	スポットライト(0.5kW)	同上	同上		同上
	クセノンピンスポットライト	同上	同上	1,500	
	ディスクマシン	同上	同上	500	
	ダブルマシン	同上	同上	500	
	オーロラマシン	同上	同上	500	
	センタレスマシン	同上	同上	500	
	スライドチェンジャー	同上	同上	500	
	波マシン	同上	同上	500	
	先玉・元玉	1個	同上	100	
	ディスクプレート	1枚	同上	100	
	ミラーボール	1台	同上	500	
	照明スタンド	同上	同上	100	
	持込器具用電源	同上	1kW		1kWに満たない部分は1kWとする。
音響設備(ホール)	拡声装置	1式	1回	3,000	
70)	マイク(A)	1本	同上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	コンデンサーマイク
	マイク(B)	同上	同上	500	マイク(A)以外のもの
	ワイヤレスマイク	1式	同上	2,000	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オープンテープレコーダー	1台	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1,000	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1,000	
	CDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	MDプレーヤー	同上	同上	1,000	
	ダイレクトボックス	同上	同上	500	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1,000	
	はね返りスピーカー	同上	同上	300	
	つりマイク装置	1基	同上	1,000	
	残響付加装置	1台	同上	1,000	
	持込器具用電源	1式	同上	2,000	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1,000	
	マイク	1本	同上	300	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,500	
	マイクスタンド	1本	同上	100	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	同上	1,000	
	プロジェクター	同上	同上	2,000	
	DVD・ビデオデッキ	同上	同上	1,000	
	CDラジオカセットテープレコーダー	同上	同上	300	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	300	
	アップライトピアノ	同上	同上		調律料金は含まない。
	テレビ	同上	同上	1,000	
	持込器具用電源	同上	1kW		1kWに満たない部分は1kWとする。
	茶道具	1式	1回	1,000	

備考

- 1 1回とは、<u>条例別表第2</u>又は<u>別表第3</u>に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。 2 前項に規定する1回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1時間(1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とす る。)につき規定使用料の2割相当額を増額する。
- 3 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

様式第1号(第6条関係)

(平21規則2・全改)

様式第1号(第6条関係) (1)								
	越市文化施設	利用許可申請書			施	設 区 分		
(提出先)				•			年 月	Ħ
川越市長(指定管理	者)			rfo til	c de	वीव दिया उद्योग हो .		
				甲酮		郵便番号: 住 所:		
						氏名(団体名) 代表者:)	
						電話番号:		
				担当		氏名: 電話番号:		
次のとおり利用の評	中可を受けたい	いので申請します。	確	257 257		APRILITE CA.		
利用目的		催物の名称						
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	人数	使用料	타	区域外割増 使用料	減免額	計
						DZ/W11		
	合 計							
附属設備ポール		□利用しない		特別の設	備等	-	利用する	
) 至		□利用しない 関係者 □招待 □整	御光	主たる	红色		利用する [□利用しない
ホールの入場 無料 方 法有料	□入場料等(<u>理</u> 获	免除す			山戸場が	
利用条件								
その他必要な事項								

(2)									
JI	川越市文化施設	利用許可申請	書			施	設区分	7	
(提出先) 川越市長(指定管理	1字)							年月	B
川越印安(恒疋官理	· (4)					当者	郵便番号: 住 所: 氏名(団体 代表者: 氏話番号: 氏電話番号:	名)	
次のとおり利用の	許可を受けたい	^ので申請しま	きす。	確	部.		- Camer Por V		
利用目的		催物の	名 称						
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設/	設備	人数	使用	科	区域外割 使用料	減免額	計
	合 計								
附属設備ホー	ル □利用す	る □利用し	ない		特別の	設備等	ホール	□利用する	□利用しない
主たる対象 □区域	内 □区域外				免除	事 由			
利 用 条	件								
その他必要な事	項								

<u>様式第2号(第7条関係)</u> (平21規則2・全改)

様式第2号(第7条関係)										
川越	市文化施設利	用許可書兼領収書	F		施	設 区 分	6			
								年	月	B
様										
						川越市長				印
						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(指定	管理者)
次のとおり利用を許	i可1 步士									
利用目的	rm Cay,	催物の名	£6-							
	& maken			At- DIL o	el	区域外割	別増	3-b-2+-40	.	at
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	人数	使用彩	아	使用料		減免額	į	計
									_	
							-		-	
							-		-	
							\dashv		\dashv	
							\dashv		\dashv	
							\neg		\dashv	
							\neg		\forall	
							\neg		\exists	
							_		_	
							_		_	
							_		_	
							-		\dashv	
							-		\dashv	
							-		\dashv	
							\dashv		\dashv	
	合 計						\dashv		\dashv	
ホール	□利用する	□利用しない				ホール	□乖	川用する	$\overline{}$	利用しない
附属設備貸室	□利用する	□利用しない		特別の設	備等	貨室	□乖	用する		利用しない
ホールの入場 無 料	□一般 □陽	関係者 □招待 [□整理券	主たる	対象					
方 法有料	□入場料等()	免除事	由					
							Ŀŝ	2金額を	領収	しました。
利 用 条 件										
その他が重ね事で										
その他必要な事項										

<u>様式第3号(第7条関係)</u> (平21規則2・全改)

様式第3号(第	7条関係)									
		川越市文化施	設利用許可書				施言	没 区 分		
									年 月	B
	様									
								川越市長	(Ho	印 定管理者)
Made I. balk	#100 ± %	e=1 -b-b-							CHI	在民/生11/
利用目的	利用を計	午可します。	催物の	to the						
	(mil ex)	Si metan			1.86	Atr DII ii	iel .	区域外割均	9 >2.00	31.
利用年月日	(曜日)	利用時間	利用施設/	設備	人数	使用和	아	使用料	減免額	計
		合 計								
附属設備	ホー	ル□利用す	る □利用し	ない		特別の設	備等	ホール]利用する [⊥ □利用しない
主たる対象	□区域区	勺 □区域外				免除事	14 由			
利用	条	件								
その他必!	要な事	項								

<u>様式第4号(第8条関係)</u> (平21規則2・全改)

様式第4号(第8条関係) (1)										
川起	市文化施設利	用変更許可申請書			施	設区分				
(提出先) 川越市長(指定管理者) 申請者 郵便番号: 住 所: 氏名(团体名) 代表者: 電話番号: 担当者 氏名:										
						氏名: 電話番号:				
	変更の許可を受	とけたいので申請しま	す。	確認						
利用目的 利用年月日(曜日)	利用時間	催物の名称 利用施設	人数	使用	料	区域外割増 使用料	減免額	計		
						実用杯				
	^ -									
	合 計					mr 44 4	de DO del			
							更 用 料			
						增額(更 用 料			
利 用 条	件									
その他必要な事	項									

(2)									
	川越	市文化施設利	用変更許可申請書			施	設 区 分		
(提出先) 川越市長(指	64 W H	*/						年 月	В
川島印文(作	1次官理4	g /					郵便番号: 住 所: 氏名(団体名) 代表者: 電話番号: 氐名:)	
次のとおり	利用の変	で 更の許可を受	けたいので申請しま	す。	確 認		电印证 7		
利用目的	会議		催物の名称						
利用年月日(1	曜日)	利用時間	利用施設/設備	人数	使用	料	区域外割増 使用料	減免額	計
		合 計							
							既 納 他	恵 用 料	
							增額(吏 用 料	
利用	条	件							
その他必要	を事り	Ą							

<u>様式第5号(第8条関係)</u> (平21規則2・全改)

様式第5号(第8条関係)								
川越市	文化施設利用	変更許可書兼領収書			施	設区分		
							年 月	B
様								
TiK								
						川越市長	(Han	印 官管理者)
							(1H)	CB4±41/
次のとおり変更を許	F可します。							
利用目的		催物の名称				区域外割増		
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設	人数	使用:	料	使用料	減免額	計
	合 計							
	ы ы					既納何	き 用 料	
						增額使		
						上記分類な	領収しまし	t-
利 用 条	件					丁 加工工程 任	BRIX U.S. U.	
之の他以而わず	18							
その他必要な事	坝							

<u>様式第6号(第8条関係)</u> (平21規則2・全改)

様式第6号(第8条関係)									
Л	越市文化施設	利用変更許可書			施	設区分			
							年	月	Ħ
様									
						川越市長	,	Hori	印 生管理者)
次のとおり変更を許	F可します。						,	AHI A	[18] 注音
利用目的		催物の名称							
利用年月日(曜日)	利用時間	利用施設/設備	人数	使用	料	区域外割增 使用料	減免額	Ą	計
	合 計								
						既納(吏 用	料	
						增額(吏 用	料	
利用条	(rt-								
1 用 宋	14-								
その他必要な事	項								

<u>様式第7号(第10条関係)</u> (平21規則2・追加)

様式第7号(第10条関係)									
川越市文化施設利用取消届出書	施設	区分							
(提出先) 川越市長(指定管理者) 次のとおり利用の取消しをしたい 年 月 日	ので届	け出ま	きす。						
受付No.	E	E 所	こあつて	ては、	名和	尓及 で	『代表	者の氏	5名)
	î	話							
催物 の 名称		担当者	氏名 電話						
許 可 済 番 号 第	뮷	許	可書	交	付				
利用年月日									
利 用 施 設									
取消しをする施設									
取消しをする理由 (できるだけ詳しく) 書いてください。)									
備考									
(注)利用許可書を添付してください。									

<u>様式第8号(第12条関係)</u> (平21規則2・追加)

様式第8号(第12条関]係)								
川越市文化施設利用時間延長許可申請書			施設	区分					
(提出先) 川越市長(指定管 次のとおり利用 年	「理者) 時間を延長したい 月 日	小ので申記	清しま	ます。					
次のとおり利用時間を延長したいので申請します。 年 月 日 申請者 住 所									
住 所									
氏 名									
受付No.	No. (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話								
催物 の 名称			担当者	氏名電話					
許可済番号	第	号	許	可書る	を付				
利用時間等	年 月	日(午) 午		-	からから	□午 □午 □夜	後	
利 用 施 設									
延長する時間	自 午	時	分	至	午	時		分	
延長の理由									
延長する施設等	既納使用料	延長時	間規	見定使用料	加り	草 率	延士	長 料	金
	円	時	間	円		割			円
合 計						円			

<u>様式第9号(第12条関係)</u> (平18規則17・全改、平21規則2・旧様式第7号繰下)

様式第9号(第12条関係)

川越市文化施設利	用時間延長許可書	施設区分				
				第年	号 月 日	
	様					
次のとおり利用時	間の延長を許可します	(指	或市長 定管理者)		fi	
催物	NOW ZITTORY	担	氏名			
8 称		当 者	電話 ()		
許可済番号	第	号 許	可 書 交 付			
利用時間等	年 月	年 日() 午	時 分から 時 分まで	□午 □午 □夜	後	
利 用 施 設						
延長する時間	自 午 時	分 分	至 午	時	分	
延長の理由						
延長する施設等		延長時間	規定使用料 加 第		臣 長 料	金
	円	時間	円	割		μ
	合	計	-			Р
延長利用の条件		a1				
その他必要な事項						

様式第10号(第13条関係)

(平17規則52・全改、平21規則2・旧様式第8号繰下、令4規則24・一部改正)

川越市文化施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先) 川越市長

> 主たる事務所の所在地 名 称 代表者氏名

の指定管理者の指定を受けたいので、川越市文化 施設条例第18条第1項の規定により申請します。